

意見書

平成17年6月

岡村勲

犯罪被害者等基本計画骨子案（２）＝損害回復・経済的支援への取り組み（基本法第 12、13、16、17 条関係）＝に対する意見を以下の通り述べる。

1 損害賠償の請求についての援助（基本法第12条関係）

〔今後講じていく施策〕に対する意見（骨子案 2 p～3 p）

□ （１）について（骨子案 2 p）

「検察官の立証の成果を利用することにより」とあるが（骨子案 2 p）、基本法第 12 条では、「刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度」とあり、両者の意味するところには乖離がある。検察官の立証の成果を踏まえながらも、それ以外の者、例えば裁判所、被告人、訴訟参加制度における訴訟参加人の成果も利用できるようにすべきであるから、検察官の立証の成果に限定することは狭きに過ぎる。

従って、「刑事手続を利用することにより」と広く捉えるべきである。

□ （１）について（骨子案 2 p）

「犯罪被害者等の労力を軽減し」とあるが、「犯罪被害者等の労力・費用・時間を軽減し」とすべきである。

□ （５）イについて（骨子案 3 p）

保護法 3 条に基づく公判記録の閲覧謄写については、閲覧謄写の範囲の拡大、正確に言うとも閲覧謄写の要件をより緩和すべきであるが、それにとどまらず、閲覧謄写を犯罪被害者の権利と構成して、裁判所が許可しなかった場合に、犯罪被害者が不服申立することができるような法改正をすべきである。

現実に、犯罪被害者にとって必要な刑事裁判記録が、裁判所の裁量により、許可されない場合があり、そのような場合に不服申立をする手段が与えられていないのが現状であるが、裁判所の裁量が不当な場合に救済手段が設けられていないことは制度の欠陥であると言わなければならない。そもそも、犯罪被害者にとって基本的な知る権利の一つである閲覧謄写権は被害者の権利として構成しなければならない。

□ 執行猶予、起訴猶予について

(1)～(6)のいずれにおいても(骨子案2p～3p)、いわゆる執行猶予の食い逃げを防ぐための施策が講じられていない。例えば、被害者と示談したり、刑事和解をしたり、あるいは被告人質問において、被害者に対して損害賠償を行うことを確約し、その事情が重要な基礎となって執行猶予が付されることがある。しかしながら、執行猶予になったとたんに、知らん顔をして支払をしないケースがまま見られ、被害者は「裁判所が関与してるのに騙された」という憤りを持つことが多い。そこで、被害者の損害の填補を実効的にするために、被告人が、被害者に対する損害賠償の約束等を遵守しない場合には、その執行猶予を取り消す等の制度について検討すべきである。

同様に、「起訴猶予の食い逃げ」という現象も見られる。この場合、起訴猶予に既判力はないので起訴すればよいという見解もあるが、被害者との示談が起訴猶予の重要な要素となるような場合には、その不履行があった場合に、検察官に起訴を義務づけるなど、起訴猶予の食い逃げの弊害に対処するための制度を検討すべきである。

2 給付金の支給に係わる制度の充実等(基本法第13条関係)

[犯罪被害者等の要望に係わる施策](骨子案4p)に対する意見

②において、「罰金を財源とした」とあるが、罰金を財源とするものに限定せず、広く犯罪被害者等に対する国の補償制度の創設を要望するものである。罰金収入の多寡や財源の種類如何に拘わらず補償されるべきだからである。

[今後講じていく施策](骨子案4p～5p)に対する意見

□ (4)について(骨子案5p)

「犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め」とあるが、「犯罪被害者に対する国の新たな補償制度の在り方に関する検討を含め」とすべきである。加害者から事実上、賠償が得られない現状においては、国が補償する以外に方法がなく、国の補償が強く要望されるからである。一方、犯給法は、見舞金程度のものであり、そ

の拡充だけでは十分な補償は期待できない。年金制度の導入や、少なくとも自賠責保険程度の補償額を実現すべきであって、そのためには新たな補償制度の確立が急務と考えるからである。

□ 時効について

骨子案では、時効についての記載がない。犯給法は、被害を知った日から2年又は犯罪が発生した日から7年が経過すると時効にかかる。しかし、犯罪が発生した日から7年の経過で時効がかかるとすると、長野県小山事件にみられるように、これでは不都合が起きる。そこで、補償を受ける権利については、仮に時効期間をおくとしても、補償請求できることを知った日から10年の時効期間に改めるべきである。

□ 補償制度の認定機関について

骨子案では、補償制度の認定機関についての言及がない。しかし、補償制度の抜本的見直しに伴い、認定機関及び不服申立機関についても独立に設けるべきである。

検討会の意見 進め方

岡 村 勲

第2回検討会において、村田担当大臣が、犯罪被害者等基本法は、役所にも大きな義務をかす大変な法律である。従来の発想ではいけない旨の発言をなされた。

第2回の検討会の議論を聞いて、議論や主張が、基本法の条文や精神に基づいて行われているのかどうか、疑問をもった。

基本法は、今まで犯罪被害者等の権利が尊重されてこず、被害者等に苦しみを与えたことの反省の上に立ち、被害者等の声に耳を傾け、被害者等の視点に立った施策を講じて、権利保護を図らなければならない、と前文にうたっている。被害者等の権利利益の保護（目的）、被害者等の尊厳とそれにふさわしい処遇を受ける権利を有する（理念）ことも忘れてはならない。議論はすべてこの観点からなされなければならないことは、いうまでもない。

しかるに法務省は、保護法の運用によって被害者等を保護できるとの立場に立っているが、保護法は恩恵法であって、被害者等に権利を与えるものではない。

検討会の行っている作業は、犯罪被害者等のための施策に関する基本計画（8条1項）の草案づくりであるが、「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び『犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与する』ことができるようにするための施策」と定義している（2条3項）。

そして、基本施策の12条には、「当該損害賠償の請求についてその被害に係る『刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充』等必要な施策を講ずるものとする」と定め、附帯私訴は視野に入れられているのである。

同じく18条には、『被害者等が刑事手続への参加の機会の拡充するための制度整備』をうたっており、これも訴訟参加の検討も含まれているのである。

また、基本施策18条は、刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度のなかには、訴訟参加の検討も含まれているのである。

全国犯罪被害者の会は、犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴の確立を求めて全国的に署名運動を展開し、総数55万7215人の署名を得て司法制度改革推進本部長内閣総理大臣にて提出要望したが、運動には当会会員だけでなく、全国の多くの犯罪被害者等が参加したのである。

この要望は、犯罪被害者等の声である。

骨子案(2)には、事務局案は、「附帯私訴、損害賠償命令等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより・・・」とあるが、立証は検察官だけがするものではなく、裁判官も職権ですることもあり、また被告人側証人の立証結果も使用しなければならないこともある。また将来訴訟参加が実現すれば参加人の立証の成果も使用することにもなろう。従って事務局案では範囲が狭く、「刑事手続を利用することにより・・・」と改めるべきである。

「犯罪被害者等の声に耳を傾ける」「犯罪被害者等の視点に立った施策」の観点からいえば、上記の要望署名を考慮せず、頭から附帯私訴

制度に反対するのは、基本法の本質に反すると考える。

さらに、法廷の傍聴席において、被害者等の名誉、恐怖心の除去、精神的圧迫感を考慮して、犯罪被害者等と他の傍聴者との間を遮へいすることは、被害者の尊厳を守り、それにふさわしい処遇をすることであるから、これも基本法の求めるところである。傍聴者は被害者等の顔を見に来るわけではなく、遮蔽が傍聴の自由を阻害するものではない。

基本計画の策定は、あくまでも、従来の制度、理論を見直して、被害者等の立場から新しい制度を創るためになされなければならない。第2回検討会で村田担当大臣の発言もそのように理解すべきものと考えられる。

国民に信頼される司法というが、犯罪被害者等は、現行司法制度に対して大きな不満を抱いている。犯罪被害者等が信頼しない司法をどうして国民が信頼するといえるのか。このこともよく考えなければならない。